

平生町人権施策推進指針

(令和8年度改定版)

町民一人ひとりの人権が尊重された

心豊かなまち ひらお



令和8年（2026年）4月

平生町

人権が尊重された心豊かなまち をめざして



「人権」とは、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

本町では、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに総合的に推進する「平生町人権施策推進指針」を令和5年に策定し、町民一人ひとりが多様性を認め合う考え方をもち、人権が尊重されるまちをめざして人権教育・人権啓発に取り組んでまいりました。

私たちの周りでは、依然として人権問題がさまざまな分野において存在し、社会・経済状況の変化とともに、その内容も多様化・複雑化しています。また、国際化や情報化の進展等により新たな人権問題も生じております。

こうした社会情勢の変化及び人権に関する新たな法律も制定されていることから、「平生町人権施策推進審議会」からの答申に基づき、人権に関する総合的な取組をより一層推進するため、このたび、「平生町人権施策推進指針」を改定いたしました。

本指針の基本理念を「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお」と定め、諸施策を総合的に推進し、人権意識の高揚に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）4月

平生町長 **浅 本 邦 裕**

目 次

第1章 指針の策定にあたって	1
1 指針策定の趣旨と背景	1
2 世界の人権の動向	1
3 国の動向	2
4 山口県の実組	2
5 本町の取組	2
6 指針の位置づけ	3
第2章 基本的な考え方	4
1 基本理念	4
2 重点項目(3つのキーワード)	4
第3章 施策の推進	6
1 人権を尊重した行政の推進	6
2 人権教育及び人権啓発の推進	6
3 相談・支援体制の充実	7
第4章 分野別施策の推進	9
男女共同参画に関する問題	10
子どもの問題	11
高齢者問題	12
障がい者問題	14
部落差別(同和問題)	15
外国人問題	16
罪や非行を犯した人の問題	17
犯罪被害者と家族の問題	18
環境問題	19
インターネットにおける問題	19
プライバシーの保護	21
拉致問題	21
インフォームド・コンセントの推進	22
感染症の問題	22
ハンセン病問題	24

性の多様性に関する問題	24
災害時における被災者問題	26
第5章 推進体制	27
1 推進体制の充実強化	27
2 国・県及び関係機関等との連携	27
第6章 指針の見直し	27
参考資料	28
「人権に関する町民意識調査」集計表	29
世界人権宣言	43
日本国憲法(抄)	48
平生町人権施策推進審議会委員名簿	50
平生町人権施策推進審議会規程	51

第1章 指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨と背景

「人権」とは、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

しかしながら、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待、ハラスメントのほか、新型コロナウイルス感染症拡大における感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷、インターネットの普及による SNS 等での心無い書込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守られていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに、人権課題も多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢、国・県の動向、これまでの本町の取組、令和3年に実施した「人権に関する町民意識調査」等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともにこれらを総合的に推進し、「すべての人に人権が保障される地域社会」の実現をめざすため、「平生町人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定します。

2 世界の人権の動向

国際的には、世界を巻き込み、多くの尊い生命が失われ、世界に悲劇と破壊をもたらした二度にわたる世界大戦に対する反省から、国際連合（国連）は昭和23年（1948年）に「世界人権宣言」を採択しました。以来、国連はこの宣言を具現化するため、昭和40年（1965年）に「人権差別撤廃条約」、昭和41年（1966年）に「国際人権規約」、昭和54年（1979年）に「女子差別撤廃条約」、平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約が採択されました。

また、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成17年（2005年）から実施された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。さらに、平成18年（2006年）には「障害者権利条約」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

平成27年（2015年）には、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」を国際社会共通の理念に、すべての人々の人権の実現をめざすことが示され、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。

さらに、世界では近年大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関しては、国連人権高等弁務官事務所が国際的な指針である「COVID-19 ガイダンス」を作成し、さまざまな領域の人権を尊重することの必要性和世界各国で取り組

むことの必要性を提言しています。

3 国の動向

我が国においては、昭和 22 年（1947 年）に国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする「日本国憲法」が制定され、これまで人権に関する条約の批准や法整備等が講じられてきました。

平成 9 年（1997 年）には、国連総会において決議された「人権教育のための国連 10 年」を受けて『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画が策定されたほか、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。

この法律を踏まえ、平成 12 年（2000 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成 14 年（2002 年）には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

平成 28 年（2016 年）には、SDG s の達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和 2 年（2020 年）には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

令和 6 年（2024 年）には、「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和 7 年（2025 年）には、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、同年 6 月には、第二次「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されるなど、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法等の整備が行われています。

4 山口県の取組

山口県においては、平成 14 年（2002 年）に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針となる「山口県人権推進指針」が策定されました。

人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、平成 19 年（2007 年）、平成 24 年（2012 年）、令和 6 年（2024 年）に指針の改定が行われました。

この指針では、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「自由（じゆう）」・「平等（びょうどう）」・「生命（いのち）」の 3 つのキーワードをもとに、人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

5 本町の取組

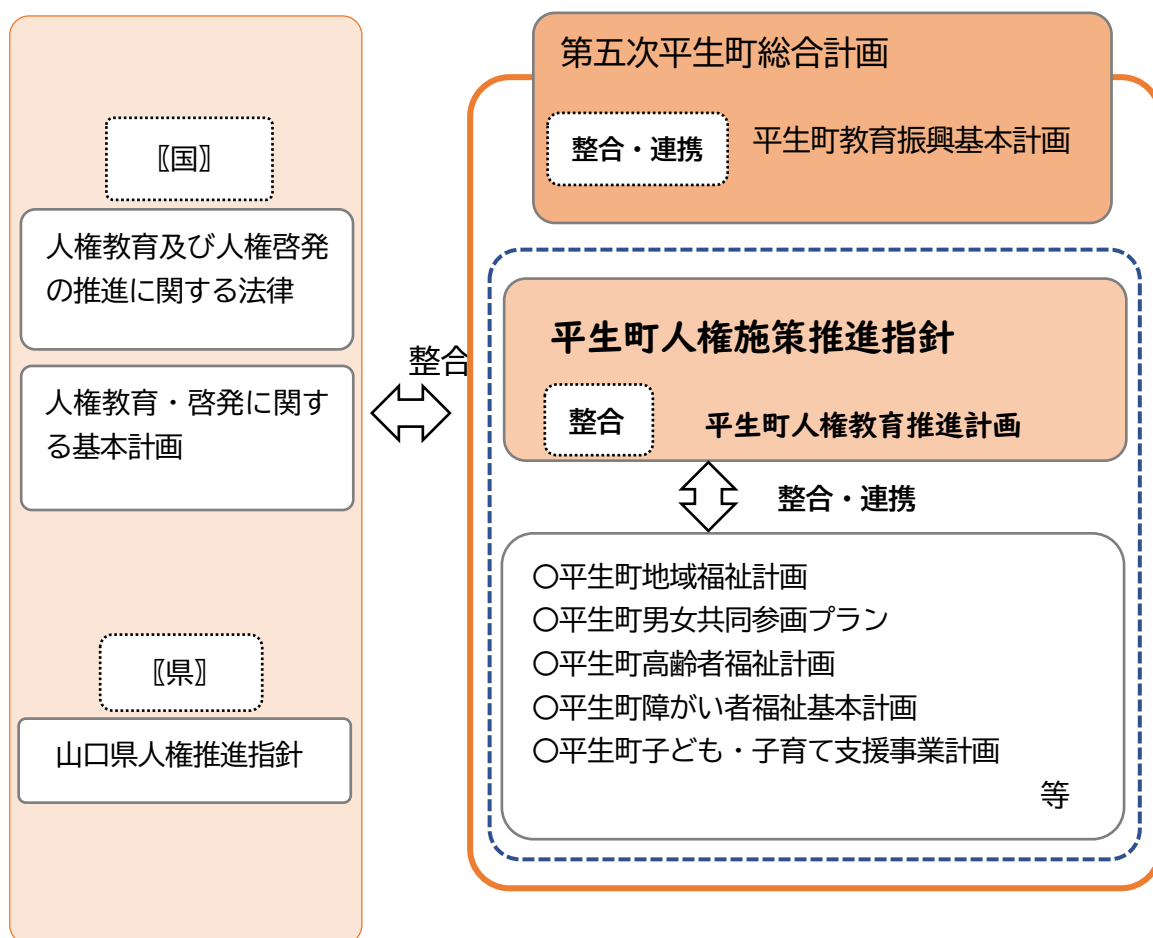
幅広い人権課題に総合的な取組を推進する全庁的な組織として「人権行政庁内連絡会議」を平成 19 年（2007 年）に設置しました。

平成 21 年（2009 年）には、町民、団体、企業等との協働による組織として「平生町人権施策推進協議会」を設置したほか、教育関係機関、企業等との協働による組織として「平生町人権教育推進協議会」を設置し人権教育の推進に努め、人権施策の総合

的な取組を推進してきました。令和 3 年(2021 年)には、「人権に関する町民意識調査」を実施しました。令和 4 年(2022 年)には、人権に関する施策の総合的な推進を図るため、「平生町人権施策推進協議会」に代わって、町長の諮問に応じ調査審議する附属機関として「平生町人権施策推進審議会」を設置する規程を設けました。

6 指針の位置づけ

本指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の地方公共団体の責務の規定に基づいており、町が策定する各個別計画に人権尊重理念を浸透させる役割を担っています。



第2章 基本的な考え方

1 基本理念

令和3年(2021年)に策定した「第五次平生町総合計画」において、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を将来像に掲げています。

その実現に向けた基本目標として「ひとが輝くまちづくり」を掲げ、施策の「人権教育の推進」におけるめざす姿として「住民一人ひとりの人権が尊重された誰もが笑顔で住むことができる心豊かなまち」をめざしています。

また、基本目標の「未来へつなぐまちづくり」では、施策の「人権意識の高揚」に向けて、住民一人ひとりが、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合う考え方を持ち、人権が尊重されるまちをめざしています。

令和3年に実施した「人権に関する町民意識調査」では、人権が尊重されていると感じている人の割合が前回の意識調査より高くなっています。

継続して人権教育や人権啓発に取り組むため、本指針の基本理念を「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお」と定め、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。

基本理念

町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお

2 重点項目（3つのキーワード）

本指針では、基本理念の実現に向けて、次の3点を重点項目として取り組みます。

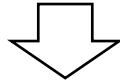
「山口県人権推進指針」では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とし、「じゅう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」をキーワードとして諸施策を推進することとしています。

本町においても、この3つをキーワードとして、諸施策を総合的に推進し、人々が共に生きるまちの実現をめざします。

①じゆう（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします

実現に向けて

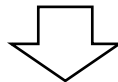


町民一人ひとりが、自由にものごとを考え、自由の意義を理解し、自ら決定していくことが重要となります

②びょうどう（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

実現に向けて

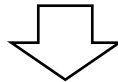


町民一人ひとりが、平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが重要となります

③いのち（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします

実現に向けて



町民一人ひとりが、かけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが重要となります

第3章 施策の推進

「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお」の実現に向けて諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

職員一人ひとりが町民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、問題意識をもって業務に当たる必要があります。人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 町政の運営に当たっては、町民の人権を尊重するという視点に基づいて行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚を高める職員研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

本町では、人権教育推進計画のもと、これまでさまざまな人権問題に対する正しい理解と人権を尊重するための教育・啓発活動を推進してきましたが、今後も引き続きこれまでの取組を踏まえ、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。

これまで、本町では学校をはじめ、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を進めてきました。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。
- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、県と連携

し職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。
- ③ 企業等が、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて社会的責任の自覚を深め、経営者や従業員一人ひとりが人権問題に対する正しい認識を持ち、人権意識の高揚を図ることができるよう支援の充実に努めます。

ウ 家庭教育への支援

適正な情報の提供、相談体制の整備など家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

町民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 人権尊重の理念についての理解が深まるよう啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

- ① さまざまな人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ② 町広報、ホームページ、SNS 等の広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。
- ③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 町民の自主的な人権学習の取組を促進するため、学習活動のための必要な情報の提供等に努めます。

ウ 町民の理解と共感が得られる啓発内容や啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、個別の課題を中心とした対応になりがちで相談機関相互の連携も必要となります。

このため、人権擁護機関等の相談機関相互のネットワーク化、相談窓口体制の充実など人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

(1) 相談体制の充実

ア 行政機関及び人権擁護委員による相談支援体制の充実に努めます。

イ 「子どもの人権 110 番」、「女性の人権ホットライン」、「みんなの人権 110 番」、

「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」、「DVホットライン」等の専用電話による相談体制の充実を図ります。

ウ 社会福祉施設等の利用者に対する相談機能を充実します。

エ 子どもたちの学校内や日常生活における悩みごとに対して、子どもたちへのアンケートや教育相談のほか、人権擁護委員の「子どもの人権SOSミニレター」による相談支援体制の整備を図ります。

オ 全国一斉「人権擁護委員の日」における相談支援体制の充実を図ります。

カ 町広報やホームページ等のさまざまな広報媒体を通じ、山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等の相談窓口機関等に関する情報の提供を推進します。

キ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 平成 13 年(2001 年)の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

イ 山口県男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度の利用促進、障がい者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携を図ります。

第4章 分野別施策の推進

「山口県人権推進指針」「分野別施策の推進」に基づき、本町の実情を踏まえながら、各分野の所管部署と連携して人権施策を計画的に推進します。

男女共同参画に関する問題	10
子どもの問題	11
高齢者問題	12
障がい者問題	14
部落差別(同和問題)	15
外国人問題	16
罪や非行を犯した人の問題	17
犯罪被害者と家族の問題	18
環境問題	19
インターネットにおける問題	19
プライバシーの保護	21
拉致問題	21
インフォームド・コンセントの推進	22
感染症の問題	22
ハンセン病問題	24
性の多様性に関する問題	24
災害時における被災者問題	26

男女共同参画に関する問題

1 現状と課題

平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」、令和 2 年(2020 年)に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

平成 27 年(2015 年)には、「女性の職業生活における活躍に関する法律」が施行され、女性が職業の場で活躍できる環境の整備等について、事業主はもとより社会全体における取組が求められることになりました。

本町では、令和 4 年に「第 4 次平生町男女共同参画プラン」を策定し、「あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」など 8 つの重点項目を掲げ、「男女共同参画社会の実現」をめざしています。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】女性に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)をおしつけられること 37.1%
- ② 職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇 35.2%
- ③ 職場におけるセクシャル・ハラスメント 28.7%

2 基本方針

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる取組を推進します。

(1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、女性の活躍を推進するとともに、男女が能力を十分に発揮できる職場環境づくりや仕事と生活の調和の実現に向け取り組むことで、男女が共に活躍できる地域社会づくりの実現を目指します。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、講座や啓発などの充実を図り、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。

(3) 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、生涯を通じた健康支援、また、ひとり親家庭、高齢者、障がい者等への支援に取り組むことで、男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくりの実現を目指します。

子どもの問題

1 現状と課題

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、インターネットやスマートフォンの普及により、近年子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会変化の中で児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困等の子どもの人権に関する問題は複雑化・深刻化しています。

昭和 22 年(1947 年)に「児童福祉法」が施行され、昭和 26 年(1951 年)には「児童憲章」が定められ、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されました。

平成 6 年(1994 年)には国連で採択された「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を援護することが合意されました。

その後、平成 11 年(1999 年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)の制定、さらに平成 12 年(2000 年)に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)の施行等の法整備が進んでいます。

近年では、平成 25 年(2013 年)に「いじめ防止対策推進法」(いじめ対策法)、平成 26 年(2014 年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)、平成 27 年(2015 年)に「子ども・子育て支援法」が施行されるなど、子どもの人権を守るためのさまざまな法律が整備されました。

本町では、平成 27 年(2015 年)に「平生町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念として、すべての住民が全員参加で子育てに取り組み、また子育てを通して親も育っていく地域づくりを進めてきました。令和 2 年(2020 年)に第 2 期の事業計画を策定し、さらなる充実を図っています。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】子どもに関することから、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと 44.3%
- ② 子どもの間でいじめが行われていること 42.4%
- ③ メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること 31.8%

2 基本方針

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、子どもの権利を大切にする取組を充実します。相談・支援体制を充実するとともに家庭・学校・地域・企業・行政などの関係機関と連携した取組を推進します。

(1) 子どもの権利を大切にする取組の充実

子どもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の趣旨について普及啓発を行うほか、人権学習の実施などに取組みます。

(2) 虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の運営を通して連携を強化し、地域における連携体制の強化を図ります。併せて、平生町こども家庭センターを中核とした相談支援体制を充実させ、家庭児童相談室、やまぐち子育て福祉総合センター、やまぐち母子健康サポートセンター、教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等と連携しながら、きめ細やかな相談対応を行います。

さらに「児童虐待防止推進月間」等において、虐待防止について周知啓発を図ります。

(3) いじめ対策の充実

「平生町いじめ防止基本方針」は、いじめの『未然防止』『早期発見』『早期対応』『重大事態への対応』の視点から、いじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するために策定しています。いじめに対する相談体制を充実するため、各校の教育相談担当を中心に 教育相談などの充実を図ります。

(4) 子どもの生活・学習の支援

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、子どもに対する学習支援や居場所づくり等、必要な支援を行います。

(5) 子どもの立場の尊重

教職員の子どもに対するハラスメントや体罰を含む不適切な言動の根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるよう、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。また、家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。

高齢者問題

1 現状と課題

平成 12 年(2000 年)には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。

疾病や障害により長期にわたって介護を必要とする人々には、自分の意思が尊重されるような介護サービスが提供されなければなりません。

家庭、地域や施設において高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」、暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産を勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」など、高齢者に関するさまざまな人権侵害を防止するため、平成 18 年(2006 年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

本町では、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとし、「地域包括ケア計画」として令和 3 年(2021 年)に「平生町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が地域で自立した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

しかしながら、超高齢社会を迎え、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢

者等も増加が見込まれます。

- 令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では
- ① 悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること 52.3%
 - ② 病院や養介護施設において、嫌がらせや虐待をすること 30.1%
 - ③ 経済的に自立が困難なこと 23.1%

2 基本方針

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権についての意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともにできる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援体制や環境づくりを推進します。

(1) 「成年後見制度」の利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等が成年後見制度を利用できるよう広く普及啓発を行うとともに、身寄り等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者等を対象に、本人の代理として財産管理や身上監護等の成年後見制度の手続きの支援を行います。

(2) 高齢者虐待の未然防止と早期対応

高齢者虐待防止に関する相談・通報窓口として地域包括支援センターを位置づけ、高齢者虐待に関する早期発見・早期対応を関係機関と連携し行います。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、その豊かな知識や経験、技能等を活かして、住民相互の支援活動を行うなど、地域を支える担い手として積極的に社会参画することを促進し、その活力を地域づくりに活かす取組を推進します。

また、高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(4) 世代間の相互理解と交流の促進

高齢者のコミュニティ・スクールでの活動など、世代間の相互理解と交流を促進することにより、子どもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進め、優しさと思いやりの心を培っていきます。

障がい者問題

1 現状と課題

平成 23 年(2011 年)に「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等が基本理念として規定されました。

また、平成 24 年(2012 年)に「障害者虐待防止法」が施行され、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置が図られました。

さらに、平成 28 年(2016 年)に「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、行政機関及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置が図られました。

本町では、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることができる地域社会の実現」を基本理念とする「平生町障がい者福祉基本計画」を策定し、障がい者福祉施策の充実に取り組んでいます。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】障がいのある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 障害のある人や障害について人々の理解が不足していること 42.7%
- ② 差別的な言動をされること 28.2%
- ③ 働く場や働くための支援が十分でないこと 23.4%

2 基本方針

障がいのある人が安心して地域で生活が送れるよう、必要な情報とサービスを提供しながら社会参加や自立支援を推進します。

また、地域の中で役立つ仕事や地域貢献の機会を見つけ、就労につながることは生きがいを生みだすうえでも重要であり、こうした支援も推進します。

(1) 障がいへの理解促進

さまざまな場や機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を提供し、町民の正しい理解と認識の普及を図ります。また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する障がいへの理解促進事業や啓発事業を支援します。

(2) 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

障がいのある人が希望する地域で、自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を推進するとともに、地域定着のための支援を行います。

また、障がいのある人が必要とする情報へのアクセシビリティの向上が図られるよう努めるとともに、障がいのある人が円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実に努めます。

(3) 障がい者虐待防止と権利擁護の推進

町では、柳井圏域障害者虐待防止センター(柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町)を設置し、障がい者虐待に関する相談や通報の受付を行っています。

虐待の早期発見、防止を図るため、誰もが虐待を通報できる環境整備に努めま

す。また、成年後見制度利用支援事業の実施等により、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

(4) 自立と社会参加に向けた雇用・就労支援

就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動の充実を図り、障がいのある人への相談支援を実施し就労を促進するとともに、関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。

(5) 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

スポーツや文化芸術活動など障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた障がいのある人とない人との交流機会の拡充に努めます。

また、障がいのある幼児・児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばすことのできる体制の充実に努めるとともに、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のため の特別支援教育を推進します。

部落差別(同和問題)

1 現状と課題

昭和 40 年(1965 年)に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。昭和 44 年(1969 年)には「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後昭和 57 年(1982 年)に「地域改善対策特別措置法」が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わりました。

昭和 62 年(1987 年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。

特別措置法が平成 14 年(2002 年)3 月をもって失効し、特別対策の終了に伴い、他の地域と同様に必要とされる施策を一般対策として実施することとなりました。

平成 28 年(2016 年)には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別は許されないものであること、国や地方自治体の責務が明記されました。

近年、インターネット上における同和地区情報の掲載問題が明らかとなり、「情報流通プラットフォーム対処法」の事業者の削除基準について、法務省では「同和地区の識別情報の摘示」も削除要請等の措置の対象と整理されています。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】同和問題に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 結婚問題で周囲の反対を受けること 39.0%
- ② 就職、職場で不利な扱いを受けること 30.4%
- ③ 差別的な言動をされること 27.7%

令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】 同和問題（部落差別）を解決するために効果的と思われることは何ですか」では

- ① 教育・啓発、相談体制の充実などの施策を推進する 36.1%
- ② 職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく 19.3%
- ③ マスメディア（テレビや新聞など）がもっと問題を取り上げる 15.9%

2 基本方針

町民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。また、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めます。

(1) 人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するという方向に沿って、教育・啓発活動を推進します。

また、町民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。

(2) 相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めます。

外国人問題

1 現状と課題

国際化の進展により訪日や日本で生活する外国人が増加傾向にあります。地域において外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対するさまざまな人権問題が生じています。

外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や特定の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となっています。

国では、昭和54年（1979年）に「国際人権規約」を、平成7年（1995年）には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

国際化が地域レベルで広がる中、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、人種や言語、宗教による差別を撤廃するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努め、互いに理解しあえる共生社会の構築が求められています。

令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】 外国人に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと 42.4%
- ② 言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと（嫌がらせを受けること） 34.5%
- ③ 病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと 18.8%

2 基本方針

山口県を始め、県内市町や関係機関等と連携し、多文化共生の意識醸成と相互理解、地域における日本語教育、外国人が豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりを推進します。

(1) 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

山口県を始め、県内市町や県国際交流協会等とも連携し、地域住民や企業等に対し、多文化共生の意識啓発を進めるとともに、偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ共に生きていく「多文化共生」への理解を深める相互交流の場づくりを推進します。

(2) 地域における日本語教育の推進等

日本語教育の推進に関する法律の趣旨に鑑み、外国人が生活状況やライフステージに応じて必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、県、市町、県国際交流協会の各主体が連携し、オンラインによる日本語教室を開催する等、地域における日本語教育を推進し、相手に配慮した分かりやすい日本語である「やさしい日本語」の普及啓発に努めます。

(3) 外国人にやさしいまちづくりの推進

外国人の人々が安心して来町、生活することができるよう、新たに作成する看板やチラシ、パンフレット等の外国語併記に努めます。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、誤った認識や偏見が存在していることから、更生が妨げられたり、人権が損なわれることがあります。

罪や非行を犯した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには周囲の人の理解と協力が必要であり、偏見や差別意識を解消し、立ち直ろうとする人を支援し、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか」では

- ① 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること 41.9%
- ② 就職、職場で不利な扱いを受けること 30.1%
- ③ メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること 10.1%

2 基本方針

罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、社会復帰に資するため関係機関等と連携して啓発活動を推進します。

犯罪被害者と家族の問題

1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的苦痛や時間的負担を感じたり、さらにはインターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の棄損、報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害等から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じるさまざまな二次的被害を受けて苦しんでいます。

国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和3年（2021年）には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

こうした中、依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDVやストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSの普及による誤った情報の拡散など、新たな問題も生じています。

県では、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、令和3年（2021年）に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益を保護し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

本町では、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に平成28年（2016年）に「平生町犯罪被害者等への支援に関する条例」を制定しています。

令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】犯罪被害者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること 47.0%
- ② 犯罪行為によって、精神的なショックを受けること 36.4%
- ③ 事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること 29.2%

2 基本方針

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等が連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会をめざします。

環境問題

1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、現在及び将来の生命と健康を守ることにつながっており、人権と密接に関わっています。

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共存する社会が求められている中、町民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきました。

県では、平成 7 年（1995 年）に「山口県環境基本条例」が制定され、平成 10 年（1998 年）に「山口県環境基本計画」が策定されました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、地球規模での新たな課題が顕在化しています。

2 基本方針

かけがえのない地球の環境を守り、お互いの生命と生活を守るために、町民一人ひとりが環境問題について正しい理解と認識を深め、豊かな自然環境を保全するとともに、持続可能で地球にやさしい環境施策の展開を図ります。

インターネットにおける問題

1 現状と課題

インターネットが情報収集ツールからコミュニケーションツールへ進展し、誰もが気軽に情報を発信できる等利便性が大きく増しています。

一方で、そのインターネットを悪用し、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書込みなどの人権侵害が社会問題となっています。携帯電話やスマートフォンの普及には目覚ましいものがあり、大人だけでなく子どもの所有率も増加しています。フェイスブック (Facebook)、エックス (X)、ライン (LINE) などの SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等の機能を使って、気軽に情報収集やコミュニケーションがとれる一方、いじめに利用されることも課題となっています。

インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、「匿名」で気軽に発信できることや、一度公開された内容がすぐに広がってしまうため被害が早急に拡大すること、サイト管理者がわからず削除が難しい場合があること等、そのすべてに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成 14 年（2002 年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

さらに、令和3年(2021年)に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行い、令和6年(2024年)には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。また、令和4年(2022年)には、インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることを契機として、実態への対処及び抑止対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げを行いました。

一方、プロバイダ業界においても、平成14年の「プロバイダ責任制限法」の施行に併せて、削除要請の手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年(2007年)には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年(2009年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくこととなり、平成30年(2018年)には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られました。

2 基本方針

(1) 適正なインターネット利用の促進

インターネット上での人権侵害行為に対しては、関係機関等との連携を図りながら適切に対応(相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等)としていくとともに、町民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットや電子メールなどの活用ができるよう啓発活動を推進します。

また、誹謗中傷に関する幅広い相談に対しては、山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携し、適切に対応するほか、情報流通プラットフォーム対処法に基づく国の取組を注視しながら、的確な情報提供などの支援に努めます。

(2) 情報モラル教育の推進

学校において、1人1台タブレット端末等やスマートフォンの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、情報社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

また、保護者に対して、児童生徒が使用するパソコンやスマートフォンにおけるフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作り等、児童生徒の心身の成長の過程に応じたインターネットやSNS等の利用の適切な管理についての普及啓発に努めます。

(3) 人権を侵害するおそれのある書き込みへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を棄損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応します。

プライバシーの保護

1 現状と課題

基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国において平成 15 年(2003 年)に「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

県では、令和 3 年(2021 年)の法改正により、法が直接適用されることとなり、令和 4 年(2022 年)に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されました。

本町では、この法律の施行にあわせて、平成 15 年(2003 年)に「平生町個人情報保護条例」を施行して個人情報の保護を図ってきました。その後、法律の改正に伴い、令和 5 年(2023 年)に当該条例を廃止し、新たに「平生町個人情報保護法施行条例」を制定し、引き続き個人情報の保護を図っています。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し・流出(紛失)すること 60.7%
- ② 知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること 41.7%
- ③ インターネットを介して大量の個人情報を流出する事件が多発していること 41.4%

2 基本方針

最も身近で重大な課題として情報の管理や秘密の厳守、人権の尊重、個人情報の保護に関する啓発を推進します。

拉致問題

1 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権にかかわる極めて重大な問題であり、平成 18 年(2006 年)には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

日本人拉致が重大な人権侵害問題であることを周知し、認識を高めるための啓発に努める必要があります。また、啓発に当たっては、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮することが求められます。

2 基本方針

国、県、関係機関と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせや差別などの二次的被害が生じないよう配慮しながら、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ります。

インフォームド・コンセントの推進

1 現状と課題

医療行為の過程で、医療従事者は患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、これまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか」では

- ① 本人又は家族に対して十分な説明を受けた 60.5%
- ② 本人又は家族への説明がやや不十分であった 11.1%
- ③ 本人又は家族への説明に対して不満を感じた 4.3%

2 基本方針

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や町民への啓発に努めます。

感染症の問題

1 現状と課題

エイズ等の感染症については、病気や感染経路に対する知識不足や偏見から、感染者・患者等に対して差別的な行動を行ったり、療養所に入所している人の社会復帰が困難であったりするなどの人権侵害が発生しています。

平成11年(1999年)に感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

令和元年(2019年)末ごろから世界的に流行した新型コロナウイルス感染症についても、感染した人やその家族、また医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取扱いが発生したりするなど差別行為が新たに発生しています。

令和3年(2021年)には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

令和3年（2021年）に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】「感染症患者等（H I V感染者・患者等）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 治療や入院を断られること 37.1%
- ② 差別的な言動をされること 31.6%
- ③ 就職、職場で不利な扱いを受けていること 19.8%

「【問】「感染症患者等（新型コロナウイルス感染症やその家族・医療従事者等）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 感染者やその家族であることを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること 62.7%
- ② 医療従事者であることや、職場等で感染者が出たことを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること 44.6%
- ③ 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難されること 33.3%

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進します。

(1) H I V感染者やA I D S患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進

治療法の進歩によりH I V感染者の予後が改善され、感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりA I D Sの発症や他者への感染を防ぐことができるとともに、H I Vに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、現状は正確な情報が十分に伝わっているとは言えず、偏見や差別の意識を払拭していかなければなりません。

また、学校教育や世界エイズデーなどにおいて、H I V感染及びA I D Sに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) O 1 5 7など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、患者等に対する差別的取扱いを防止するため、国や関係機関等と連携し、新興感染症についての情報収集や迅速かつ正確な情報発信等を通じて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

ハンセン病問題

1 現状と課題

平成 8 年(1996 年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成 21 年(2009 年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、患者・元患者への偏見や差別解消のための措置が講じられてきました。

また、令和元年(2019 年)に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 55 号。以下「法」という。)」が公布・施行されました。

法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に、令和 11 年(2029 年)11 月 21 日まで補償金を支給しています。

ハンセン病の患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、県民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

令和 3 年(2021 年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】「ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)に関すること」がらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 差別的な言動をされること 26.7%
- ② ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと 26.3%
- ③ ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと 8.2%

2 基本方針

ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

性の多様性に関する問題

1 現状と課題

性のあり方には、大きく分けて「生物学的性」、「割り当てられた性」、「性的指向」、「性自認／ジェンダーアイデンティティ」、「性表現」の 5 つの要素があり、それぞれの組み合わせによって、多様な性が形作られています。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、どのようなアイデンティティ

(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示す「LGBT」(※1)は総称の言葉の一つとして認識され始めています。

LGBTをめぐる動きとして、レズビアン、ゲイなどの同性愛者は、過去には病気とされていた時期もありましたが、平成2年(1990年)にWHO(世界保健機関)が国際疾病分類から同性愛を除外し、治療対象ではなくなっています。

また、トランスジェンダーについては、令和4年(2022年)に、国際疾病分類での名称が「性同一性障害」から「性別不合(出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態)」に名称変更されるとともに、分類も「精神疾患」から「性の健康に関する状態」に変更され、病気や障害ではなくなっています。

なお、平成16年(2004年)には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の要件を満たすことで、性別の取扱いの変更が可能となりました。

令和2年(2020年)には、「労働施策総合推進法」の改正(パワハラ防止法)により、性的指向・性自認に関する侮蔑的言動や、アウティング(本人の了解なく性的指向・性自認を他人に教えること)がパワハラに該当するものとされ、防止策を講ずることが事業主の義務となりました。

令和5年(2023年)には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。

このように、LGBTを巡る社会的な動きが進んできたことから、性の多様性への関心や認知度は高まっています。

しかしながら、性の多様性については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分理解されず、差別的な言葉や雰囲気を感じている人々がいます。

(※1) L:レズビアン(女性同性愛)

G:ゲイ(男性同性愛)

B:バイセクシュアル(両性愛)

T:トランスジェンダー(「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を覚えている人)

令和3年(2021年)に実施した「人権に関する意識調査」において、「【問】「性的指向(好きになる性)や、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない人などに関すること」がらで、問題があると思われるのはどのようなことですか」では

- ① 性的指向や性自認(LGBT など)について人々の理解が不足していること 42.7%
- ② 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること 37.6%
- ③ 差別的な言動をされること 27.5%

2 基本方針

(1) 多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深め、偏見や差別の解消を目指した教育・啓発を推進します。

また、地域社会、職場、家庭、学校において、性的指向及び性自認について正しい理解を促します。

(2) 安心して暮らせる環境づくり

性的マイノリティの人が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策を推進します。

災害時における被災者問題

1 現状と課題

東日本大震災では、多くの人が避難生活を余儀なくされました。避難生活でプライバシーが守られないことや、要支援者(障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、LGBTなど)に対して十分な配慮が行き届かないなど人権に関わる問題が改めて認識されるようになりました。

また、原子力発電所の事故による、被災地からの避難者に対する差別や偏見も人権侵害として大きな問題となっています。

災害時において、人権尊重の視点に立った被災者支援ができる体制整備に努めることが課題となっています。

2 基本方針

災害発生時には、人権が軽視されるリスクが高まるため、被災者の気持ちを理解し、全ての人の人権が適切に守られるよう、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の推進に努めます。

第5章 推進体制

1 推進体制の充実強化

(1)「平生町人権施策推進審議会」(令和4年4月1日規程施行)

平成21年に人権施策推進協議会を設置し、人権施策を推進してきましたが、総合的な人権施策の推進にあたり、町民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくために「平生町人権施策推進審議会」を令和4年度に設置しました。

(2)「平生町人権教育推進協議会」(平成21年4月1日要綱施行)

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、審議会での意見や提言を尊重し、積極的な人権教育の推進に努めます。

(3)「平生町人権行政庁内連絡会議」(平成19年11月1日要綱施行)

人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、多様な人権課題に対応するために総合行政として取り組むとともに、「平生町人権施策推進審議会」や「平生町人権教育推進協議会」との連携を密にし、積極的な人権教育や啓発の推進に努めます。

2 国・県及び関係機関等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県等の行政機関及び民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、山口地方法務局や周南人権擁護委員協議会とともに設立した「周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、町は、町民、企業、民間団体等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

第6章 指針の見直し

人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、長期的な視点に立ち推進していく必要があります。このため、成果及び課題などを踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな人権課題などへの対応を図るため、必要に応じて適宜見直しを行います。

資 料

「人権に関する町民意識調査」集計表
世界人権宣言
日本国憲法（抄）
平生町人権施策推進審議会委員名簿
平生町人権施策推進審議会規程

「人権に関する町民意識調査」集計表

1	調査実施期間	令和3年9月27日～10月18日
2	調査依頼数	1,200人（※平成20年度 1,200人）
3	回答者数	415人（※平成20年度 573人）
4	回答率	34.6%（※平成20年度 47.8%）

※項目によっては、未記入調査票等があるため、数値が一致しない場合がある。

回答者			R3 年度	H20 年度
性別	1	男	42.4 %	38.0 %
	2	女	52.8 %	58.3 %
年齢別	1	18～19 歳	1.7 %	—
	2	20～29 歳	6.5 %	13.6 %
	3	30～39 歳	12.0 %	14.1 %
	4	40～49 歳	15.9 %	14.8 %
	5	50～59 歳	16.4 %	18.8 %
	6	60～69 歳	22.9 %	17.3 %
	7	70 歳以上	22.2 %	18.3 %
	8	無回答	2.4 %	3.0 %
職業別	1	農林業者(家族従事者も含む)	3.1 %	3.8 %
	2	漁業者(家族従事者も含む)	0.2 %	0.2 %
	3	企業の経営者・自営業者(家族従事者も含む)	5.5 %	6.3 %
	4	民間の企業や工場・商店などに勤める人	16.4 %	22.2 %
	5	学校の教職員(大学・短大・専門学校・幼稚園・保育所を含む)	2.4 %	2.1 %
	6	医療・保健・福祉関係者(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士)	10.1 %	6.1 %
	7	学校・医療関係以外の公務員	5.1 %	3.0 %
	8	その他の専門職・自由業(弁護士・公認会計士・宗教家・芸術家・各種師匠など)	2.4 %	1.2 %
	9	臨時職員やパート等	14.9 %	9.9 %
	10	主婦(夫)(専ら家事・育児をしている人)	13.5 %	16.8 %
	11	学生	2.4 %	1.7 %
	12	その他(無職など、上記以外の人)	21.4 %	23.2 %
	13	無回答	2.4 %	3.5 %

1 人権一般について

問 1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利

として、憲法で保障されていることを知っていますか。

1	知っている	86.3	%	86.0	%
2	知らない	10.8	%	12.6	%
3	無回答	2.9	%	1.4	%

「知っている」と答えた人は、平成 20 年度調査結果（以下「前回調査」という。）と比較するとほぼ同様となっている。

問 1-2 憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているのはどれですか。

（いくつでも）

※ 問 1 で「1 知っている」を選んだ人のみ回答

1	自由権(思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など)	74.6	%	61.1	%
2	平等権(法の下での平等、男女両性の平等、選挙権の平等)	71.8	%	51.7	%
3	生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)	64.5	%	52.2	%
4	教育を受ける権利	54.7	%	23.6	%
5	仕事に就いて働く権利	36.6	%	10.6	%
6	働く人が、団結・団体交渉・団体行動する権利	26.5	%	3.8	%
7	政治に参加する権利(選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査など)	34.9	%	8.4	%
8	裁判を受ける権利	24.6	%	3.3	%
9	その他	0.3	%	0.7	%
10	わからない	1.1	%	1.6	%

「自由権」、「平等権」、「生存権」、「教育を受ける権利」の 4 項目が 5 割を超えている。その中で「教育を受ける権利」は前回調査と比較して 31.1 ポイント高くなっている。

問 2 山口県では、「山口県人権推進指針」を策定し、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。あなたは、この「山口県人権指針」を知っていますか。

	知っている(計)	41.7	%	20.8	%
1	知っていて内容もよく理解している	3.1	%	—	
2	知っていて内容もある程度は(少しは)理解している	11.8	%	—	
3	知っているが内容はよく理解していない	26.7	%	—	
4	知らない	52.3	%	73.1	%
	無回答	6.0	%	6.1	%

知っている（計）が前回調査と比較して 20.9 ポイント高くなっている。

問 3 10 年前と比べて、人権が尊重されるようになっていると思いますか。あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。

1	そう思う	14.5 %	19.4 %
2	どちらかといえばそう思う	39.5 %	—
3	どちらともいえない	21.9 %	39.8 %
4	どちらかといえばそうは思わない	8.2 %	—
5	そうは思わない	4.8 %	10.8 %
6	わからない	9.2 %	27.9 %
	無回答	1.9 %	2.1 %

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」をあわせた『そう思う（計）』が 5 割を超えている。

問 4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

1	ある	19.3 %	22.7 %
2	ない	61.0 %	55.1 %
3	わからない	17.8 %	20.2 %
	無回答	1.9 %	1.9 %

前回調査と比較すると、「ある」は 3.4 ポイント低くなっており、「ない」は 5.9 ポイント高くなっている。

問 4-2 そのとき、あなたはどのようにされましたか

(いくつでも)

※ 問 4 で「1 ある」を選んだ人のみ回答

1	黙って我慢した	65.0 %	69.2 %
2	親、きょうだい、子どもや親戚に相談した	26.3 %	23.1 %
3	相手に抗議した	23.8 %	18.5 %
4	親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した	20.0 %	25.4 %
5	警察に相談した	5.0 %	6.2 %
6	県や市町村の担当部署に相談した	2.5 %	1.5 %
7	自治会の役員や民生委員に相談した	1.3 %	3.1 %
8	法務局や人権擁護委員に相談した	1.3 %	2.3 %
9	弁護士に相談した	1.3 %	4.6 %
10	民間団体などに相談した	0.0 %	1.5 %
11	新聞などの報道機関等に相談した	0.0 %	0.8 %
12	その他	3.8 %	5.4 %

前回調査同様、「黙って我慢した」と答えた人の割合が圧倒的に高くなっている。

問 5 あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。

(いくつでも)

1	いじめ防止対策推進法(H25 施行)	63.6	%	—
2	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	44.3	%	—
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法：H28 施行)	36.9	%	—
4	子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法：H26 施行)	36.6	%	—
5	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法：H28 施行)	34.0	%	—
6	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法：H28 施行)	32.3	%	—
7	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定を新設：R3 施行)	28.2	%	—
8	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法：H28 施行)	20.2	%	—
9	どれも知らない	19.8	%	—

今回調査から新たに追加された設問で、「いじめ防止対策推進法」の認知度が高く、「どれも知らない」が約2割の回答となっている。

問 6 あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

1	男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家事」など)をおしつけられること	37.1	%	40.5	%
2	職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇	35.2	%	37.5	%
3	職場におけるセクシャル・ハラスメント	28.7	%	20.2	%
4	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	26.0	%	14.7	%
5	家庭内における配偶者に対する暴力(酒に酔ってなぐるなど)	25.8	%	20.1	%
6	売春・買春(援助交際を含む)	15.2	%	23.0	%
7	政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと	13.7	%	14.1	%
8	内容に関係なく女性の水着姿、裸体等を使用した				

	広告・雑誌や写真、アダルト(成人向け)ビデオ等	11.6	%	19.9	%
9	その他	0.5	%	0.5	%
10	特にな	8.7	%	12.6	%
11	わからない	4.3	%	6.5	%

前回調査と比較すると「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」が11.3ポイント高くなっている。

問 7 あなたは、子どもに関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

1	大人(保護者)が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと	44.3	%	41.2	%
2	子どもの間でいじめが行われていること	42.4	%	40.7	%
3	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	31.8	%	15.5	%
4	食事や健康管理など、養育に本気で取り組まない保護者がいること	31.6	%	33.2	%
5	子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること	21.0	%	36.3	%
6	大人が子どもを一人の人格をもった人間として認めないこと	19.5	%	15.9	%
7	成績だけを気にかけている保護者がいること	14.2	%	34.9	%
8	子どもに有害な情報(暴力的な漫画、性描写の雑誌など)があること	12.8	%	23.2	%
9	その他	0.2	%	0.7	%
10	特にな	6.7	%	4.0	%
11	わからない	2.7	%	4.0	%

前回調査と比較すると、「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」は16.3ポイント高くなっている。一方、「成績だけを気にかけている保護者がいること」は20.7ポイント、「子どもの意見を受けとめないで自分の考えを押しつける大人(保護者)がいること」は15.3ポイントそれぞれ低くなっている。

問 8 あなたは、高齢者に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つまで)

1	悪徳商法や特殊詐欺、財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること	52.3	%	59.3	%
2	病院や養介護施設において、嫌がらせや虐待をすること	30.1	%	16.4	%

3	経済的に自立が困難なこと	23.1	%	45.0	%
4	認知症について社会の理解が不十分であること	21.7	%	—	
5	家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待をすること	18.8	%	16.6	%
6	働ける能力を発揮する機会が少ないこと	14.2	%	29.8	%
7	アパートなどへの入居が、高齢者というだけで制限されること	14.0	%	9.1	%
8	高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること	13.3	%	20.9	%
9	乗物、建物などでバリアフリー（高齢者や障害者などが、日常生活や社会生活を営む上でのさまざまな障害を取り除くこと）化が図られていないこと	10.8	%	15.9	%
10	高齢者の意見や行動を尊重しないこと	8.4	%	13.1	%
11	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	2.2	%	1.2	%
12	その他	0.2	%	1.7	%
13	特になし	6.0	%	5.4	%
14	わからない	4.1	%	3.5	%

前回調査と比較すると、「病院や養介護施設において、嫌がらせや虐待をすること」が 13.7 ポイント高くなっており、「経済的に自立が困難なこと」が 21.9 ポイント低くなっている。

問 9 あなたは、障害のある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（3 つまで）

1	障害のある人や障害について人々の理解が不足していること	42.7	%	56.4	%
2	差別的な言動をされること	28.2	%	26.7	%
3	働く場や働くための支援が十分でないこと	23.4	%	47.5	%
4	就職、職場で不利な扱いを受けること	19.5	%	21.6	%
5	病院や福祉施設等において嫌がらせや虐待を受けること	13.3	%	10.8	%
6	じろじろ見られたり、避けられたりすること	13.3	%	—	
7	福祉施設等の受入れ体制が十分でないこと	11.6	%	15.4	%
8	交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと	10.6	%	18.5	%
9	財産管理面での権利侵害、賃金不払ほか給料搾取、悪徳商法などの被害を受けること	10.4	%	13.4	%
10	家庭において看護や介護をせずに、嫌がらせや虐待を受けること	8.2	%	—	
11	アパートなどへの入居が、障害者というだけで制限されること	4.3	%	5.8	%

12	結婚問題で周囲の反対を受けること	4.1 %	7.3 %
13	スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	2.7 %	3.7 %
14	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	2.4 %	1.0 %
15	その他	1.0 %	0.9 %
16	特になし	5.8 %	4.5 %
17	わからない	8.2 %	5.8 %

前回調査と比較すると「働く場や働くための支援が十分でないこと」が 24.1 ポイント、「障害のある人や障害について人々の理解が不足していること」が 13.7 ポイントそれぞれ低くなっている。

問 10 あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。 (2 つまで)

1	更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること	41.9 %	56.7 %
2	就職、職場で不利な扱いを受けること	30.1 %	39.3 %
3	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	10.1 %	2.1 %
4	じろじろ見られたり、避けられたりすること	5.5 %	12.4 %
5	結婚問題で周囲の反対を受けること	4.6 %	8.4 %
6	アパート等の入居を拒否されること	3.1 %	5.6 %
7	その他	0.2 %	1.2 %
8	特になし	13.7 %	8.9 %
9	わからない	13.5 %	12.7 %

前回調査と比較すると、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」が 14.8 ポイント、「就職、職場で不利な扱いを受けること」が 9.2 ポイントそれぞれ低くなっている。一方、「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」は 8.0 ポイント高くなっている。

問 11 あなたは、犯罪被害者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。 (3 つまで)

1	報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること	47.0 %	43.8 %
2	犯罪行為によって、精神的なショックを受けること	36.4 %	51.3 %
3	事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること	29.2 %	32.1 %
4	警察に相談しても、期待どおりの結果が得られない		

	こと	23.4	%	25.8	%
5	犯罪行為によって、経済的負担を受けること	16.4	%	21.8	%
6	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	14.7	%	3.3	%
7	犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと	10.1	%	9.2	%
8	捜査や刑事裁判において、精神的負担を受けること	9.9	%	14.0	%
9	刑事裁判手続きに、必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと	8.4	%	12.9	%
10	捜査機関からの犯罪に関する情報提供がなされること	6.7	%	7.2	%
11	その他	0.2	%	0.7	%
12	特になし	5.5	%	5.6	%
13	わからない	9.4	%	7.5	%

前回調査と比較すると、上位5項目の順位は同じであるが、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」は14.9ポイント低くなっている。

問 12 あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

(3つまで)

1	個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データ等を盗用・横流し・流出(紛失)すること	60.7	%	67.9	%
2	知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること	41.7	%	68.9	%
3	インターネットを介して大量の個人情報を流出する事件が多発していること	41.4	%	36.0	%
4	インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み	16.1	%	7.0	%
5	自分や家族のことについて、他人に言いふらされること	13.7	%	18.3	%
6	事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること	13.3	%	11.9	%
7	就職や結婚などの際に、企業や調査機関等から調査されること	6.0	%	5.4	%
8	役所への届出等で、直接関係のないことを書かされたり聞かれたりすること	3.9	%	4.4	%
9	公的機関や企業において、自分に関する情報や資料を見せてもらえないこと	3.9	%	5.6	%
10	その他	0.7	%	0.2	%
11	特になし	7.0	%	3.8	%

12 わからない 4.1 % 4.4 %

前回調査と比較すると、「知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」が 27.2 ポイント低くなっている。一方、「インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み」が 9.1 ポイント高くなっている。

問 13 「インフォームド・コンセント」(治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。)が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。

1	本人又は家族に対して十分な説明を受けた	60.5 %	48.5 %
2	本人又は家族への説明がやや不十分であった	11.1 %	15.0 %
3	本人又は家族への説明に対して不満を感じた	4.3 %	8.0 %
4	特に説明を受けたことはない	1.9 %	10.5 %
5	その他	1.9 %	0.7 %
6	わからない、覚えていない	1.0 %	13.6 %
7	無回答	19.3 %	3.7 %

前回調査と比較すると、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」と答えた人が 12.0 ポイント高くなっている。一方、「特に説明を受けたことはない」は 8.6 ポイント低くなっている。

問 14 あなたは、性的指向(好きになる性)や、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない人などに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3 つまで)

1	性的指向や性自認(LGBT など)について人々の理解が不足していること	42.7 %	—
2	職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	37.6 %	—
3	差別的な言動をされること	27.5 %	—
4	就職・職場で不利な扱いを受けること	25.1 %	—
5	じろじろ見られたり、避けられたりすること	12.5 %	—
6	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	12.0 %	—
7	アパート等の入居を拒否されること	6.0 %	—
8	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	3.4 %	—
9	その他	1.0 %	—
10	特になし	11.8 %	—

11 わからない 11.3 % —

今回調査から新たに追加された設問で、「性的指向や性自認（LGBT など）について人々の理解が不足していること」と答えた人が 42.7%で最も高く、次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（37.6%）、「差別的な言動をされること」（27.5%）、「就職・職場で不利な扱いを受けること」（25.1%）と続いている。

問 15 あなたは、同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。 （3 つまで）

1	結婚問題で周囲の反対を受けること	39.0 %	26.4 %
2	就職、職場で不利な扱いを受けること	30.4 %	4.4 %
3	差別的な言動をされること	27.7 %	15.9 %
4	身元調査をされること	22.4 %	—
5	インターネットを利用して差別的な情報（地名・土地などに関するもの）が掲載されること	16.1 %	—
6	住宅購入や転居先が同和地区かどうか調べたり、避けたりすること	10.8 %	—
7	えせ同和行為（同和問題を口実に企業等に不当な要求をする行為）がされること	10.1 %	11.0 %
8	差別的な落書きをされること	3.6 %	—
9	その他	1.2 %	2.8 %
10	特になし	12.8 %	11.5 %
11	わからない	13.3 %	15.9 %
	偏見が残っていること		53.6 %

前回調査と比較すると、「就職、職場で不利な扱いを受けること」が 26.0 ポイント、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 12.6 ポイント、「差別的な言動をされること」が 11.8 ポイントそれぞれ高くなっている。

問 16 あなたは、現在でも同和問題（部落差別）があると思いますか。

1	ある	35.9 %	—
2	ない	18.1 %	—
3	わからない	41.7 %	—
	無回答	4.3 %	—

今回調査から新たに追加された設問で、「ある」と答えた人は 35.9%で、「ない」と答えた人は 18.1%、「わからない」と答えた人が 41.7%となっている。

問 17 同和問題（部落差別）を解決するために効果的と思われる

ことは何ですか。

(いくつでも)

1	教育・啓発、相談体制の充実などの施策を推進する	36.1	%	—
2	職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく	19.3	%	—
3	自然になくなるのを待つ	16.1	%	—
4	マスメディア(テレビや新聞など)がもっと問題を 取り上げる	15.9	%	—
5	どのようにしても差別はなくなる	14.5	%	—
6	被害者の救済を図る	12.3	%	—
7	効果的なものはない	7.2	%	—
8	部落差別に関する差別意識を解消する必要はない	1.7	%	—
9	その他	4.1	%	—
10	わからない	21.2	%	—

今回調査から新たに追加された設問で、「教育・啓発、相談体制の充実などの施策を推進する」と答えた人が 36.1%で最も高く、次いで、「職場や地域社会でみんなが話し合えるような環境を作っていく」(19.3%)、「自然になくるのを待つ」(16.1%)と続いている。一方、「わからない」と回答した人は 21.2%となっている。

問 18 あなたは、外国人に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3 つまで)

1	言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと	42.4	%	50.6	%
2	言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと(嫌がらせを受けること)	34.5	%	42.6	%
3	病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと	18.8	%	21.1	%
4	就職、職場で不利な扱いを受けること	17.8	%	10.5	%
5	ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)を伴うデモ等が行われること	14.5	%	—	
6	住宅を容易に借りることができないこと	8.7	%	13.8	%
7	結婚問題で周囲の反対を受けること	5.5	%	9.2	%
8	じろじろ見られたり、避けられたりすること	5.1	%	15.7	%
9	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	3.9	%	0.5	%
10	選挙など、制度面での制約を受けること	3.4	%	9.9	%
11	その他	0.2	%	1.0	%
12	特にな	12.0	%	11.5	%
13	わからない	12.3	%	13.8	%

前回調査と比較すると、上位 3 項目は同じとなっている。3 項目の割合はすべて低くなっているが、「就職、職場で不利な扱いを受けること」については、7.3 ポイント高くなっている。

問 19 あなたは、感染症患者等(H I V感染者・患者等)に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(3 つまで)

1	治療や入院を断られること	37.1	%	31.2	%
2	差別的な言動をされること	31.6	%	32.6	%
3	就職、職場で不利な扱いを受けていること	19.8	%	21.5	%
4	治療による薬害の被害を被っていること	11.6	%	28.6	%
5	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	11.1	%	4.0	%
6	無断でエイズ検査をされること	10.1	%	4.9	%
7	結婚問題で周囲の反対を受けること	8.4	%	17.8	%
8	ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否されること	7.2	%	9.9	%
9	アパート等の入居を拒否されること	5.5	%	5.6	%
10	その他	0.5	%	0.5	%
11	特にない	13.5	%	8.9	%
12	わからない	15.9	%	25.1	%

前回調査と比較すると、「治療による薬害の被害を被っていること」は 17.0 ポイント低くなっている。

問 20 あなたは、感染症患者等(新型コロナウイルス感染症やその家族・医療従事者等)に関することからで、問題があると思われるのはどのようなことですか。

(3 つまで)

1	感染者やその家族であることを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること	62.7	%	—
2	医療従事者であることや、職場等で感染者が出たことを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること	44.6	%	—
3	感染者個人の名前や行動を特定し、SNS 等で公表・非難されること	33.3	%	—
4	デマに惑わされたり、会話やメール、インターネット上で、根も葉もないうさを揚げたりされること	25.3	%	—
5	県外との往来があったことを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること	19.0	%	—
6	感染による家族の入院等で、買い物等の日常生活に困ること	14.0	%	—
7	人権に関する相談先がわからないこと	3.4	%	—

8	その他	0.7	%	—
9	特にない	6.3	%	—
10	わからない	6.3	%	—

今回調査から新たに追加された設問で、「感染者やその家族であることを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること」と答えた人が62.7%で最も高く、次いで、「医療従事者であることや、職場等で感染者が出たことを理由に、誹謗中傷や差別的言動をされること」(44.6%)となっている。

問 21 あなたは、ハンセン病問題(ハンセン病患者・元患者とその家族)に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。(2つまで)

1	差別的な言動をされること	26.7	%	26.9	%
2	ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと	26.3	%	37.3	%
3	ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと	8.2	%	25.0	%
4	メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること	5.1	%	1.6	%
5	アパート等の入居を拒否されること	2.7	%	2.6	%
6	ホテル等での宿泊や飲食店への入店などを拒否されること	2.7	%	8.6	%
7	その他	0.0	%	0.3	%
8	特にない	10.4	%	7.3	%
9	わからない	29.6	%	28.4	%

前回調査と比較すると、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」は16.8ポイント、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」は11.0ポイントそれぞれ低くなっているが、「差別的な言動をされること」の回答割合はほとんど変わっていない。

問 22 あなたは、県や市町のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去5年間で何回参加されたことがありますか。

1	参加したことはない	74.7	%	—
2	1～2回	13.5	%	—
3	3回以上	9.4	%	—
4	無回答	2.4	%	—

今回調査から新たに追加された設問で、「人権問題に関する講演会・研修会・学習会等への参加経験をみると、「1～2回」は13.5%、「3回以上」は9.4%で、これらを合わせた『参加経験あり』は、22.9%であり、「参加したことはない」(74.7%)と答えた人は7割を超えている。

問 23 あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。

(3つまで)

1	学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る	45.8	%	46.8	%
2	県民(町民)の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る	33.7	%	36.6	%
3	人権に配慮した行政の推進を図る(人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など)	28.4	%	28.1	%
4	公的機関や企業などの職場での人権研修の充実を図る	20.0	%	19.0	%
5	県民(町民)の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する(イベントや講演会、映画会の開催など)	19.5	%	22.7	%
6	相談機関等の情報提供など、家庭における人権教育への支援の充実を図る	14.0	%	14.0	%
7	地域交流センターなどの学習会場や学習機器の整備を行い、地域社会における人権教育の充実を図る	7.2	%	8.6	%
8	県民(町民)の自主的な人権学習会について、資料や文献、視聴覚教材等の支援と広報宣伝活動の充実を図る	4.6	%	6.6	%
9	その他	1.0	%	1.2	%
10	特にない	8.4	%	6.8	%
11	わからない	11.6	%	12.0	%

「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」が45.8%と最も高く、県民(町民)の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る(33.7%)と続いている。前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっている。

世界人権宣言

昭和 23 年(1948 年)12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の追訴を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と

自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは、人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現に

これを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

平生町人権施策推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	木 谷 巖	周南人権擁護委員協議会 常務委員
副会長	村 川 真 弓	平生町人権教育推進協議会 副会長
委 員	北 風 裕 教	平生町まちづくり協議会 会長
委 員	河 野 教 弘	柳井保護区保護司会 地区長
委 員	惣 田 恵 美	平生町民生委員児童委員協議会 副会長
委 員	岩 見 鈴 代	平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会 会長
委 員	原 田 和 信	工友会 会長
委 員	吉 賀 康 宏	平生町社会福祉協議会 会長
委 員	沼 田 智 治	平生町校長会 会長
委 員	河 添 裕 子	公募委員

平生町人権施策推進審議会規程

令和4年3月29日

訓令第4号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的な推進を図るため、平生町人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 人権に関する施策の基本方針に関すること。

(2) 人権に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、人権に関する施策の推進に必要な事項について調査審議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 各種団体の構成員

(2) 識見を有する者

(3) 行政関係者・学校関係者

(4) 前号までに掲げる者のほか、人権施策推進の上で、特に必要と認められる者

(任期)

第4号 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、次に掲げるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問う方法（以下「書面会議」という。）をもって、会議に代えることができる。

(1) 緊急の必要があり審議会を招集するいとまがないとき。

(2) 災害その他の理由により、審議会を招集することが適当でないとき。

(3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

7 会長は、書面会議を行ったときは、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

平生町人権施策推進指針

～ 町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお ～

発	行	令和5年（2023年）3月
編 集 発 行		山口県平生町役場総務課 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1
電	話	0820-56-7111
F A X		0820-56-3864
メー ル		soumu1@town.hirao.lg.jp
ホームページ		https://www.town.hirao.lg.jp